

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 環境影響評価審査会運営費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境管理課 環境安全係 電話番号：058-272-1111 (内 2836)

E-mail: c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 849 千円 (前年度予算額： 927 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	927	0	0	0	0	0	0	0	927
要求額	849	0	0	0	0	0	0	0	849
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・事業者から提出された環境影響評価配慮書、方法書及び準備書について、環境影響評価法及び岐阜県環境影響評価条例に基づき、岐阜県環境影響評価審査会の意見を聞いた上で、環境保全の見地からの知事意見を述べ、事業者に適切な環境保全の取り組みを促すものである。

(2) 事業内容

- ・配慮書、方法書及び準備書の各手続きについて、委員会を1回以上開催する。ただし、環境影響が広範の地域に影響があると考えられる事業についての審議は、審査会全体で会議を開催する。
- ・中央新幹線事業に関して、環境影響評価法の手続き段階では未定となっていた工事等について、具体的な工事計画が明らかになった段階で必要に応じて審査会を開催する。
- ・環境影響評価審査会の意見を聞き、また、関係市町村長に対して意見を求めた上で、事業者に対して環境保全の見地からの知事意見を述べる。
- ・条例に基づく技術指針の改定の際は、審査会を開催し意見を聞く。

- ・例年、7県3市で構成された東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議が規約に基づき開催されており、令和3年度は石川県で会議を開催する。

(3) 県負担・補助率の考え方

環境影響評価法の対象事業に対して知事意見を述べることは自治事務であり、また、条例に基づき環境影響評価審査会を開催することから、全額県負担となる。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	585	委員費用弁償、会議旅費
その他	264	会議室使用料
合計	849	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

全都道府県で審査会等を開催し、専門家の意見を聞いている。

事業評価調書

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

事業者が行う環境影響評価に対し、環境保全の見地から専門家や地元地域の意見を聞き、適切な環境保全措置が取られるよう意見を述べる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

事業の計画策定、実施及び意見を述べる対象となる環境影響評価図書の作成は事業者任せられるため、県として指標を設定することができない。

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

環境影響評価条例対象事業（電気工作物の設置、ごみ焼却施設の設置）に対する助言指導。

中央新幹線事業の発生土仮置き場における影響検討等に対する助言指導。

開催回数 R1 (H31)：審査会 0 回、委員会 4 回

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

専門家である委員から意見を聞き、事業者がより適切な環境保全の取り組みをするよう指導助言を行っている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	事業者が事業を実施するにあたって、適切な環境保全措置が図られるようにするため、専門家の意見を聞き、指導助言をすることが必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	事業者が行う環境影響評価に対して、大気、水質、土壌、動植物等における環境保全の見地からの意見を述べ、事業者に対してより適切な環境保全の取り組みを促している。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	大規模な案件は審査会全体で審議を行うが、小規模の案件は比較的委員数が少ない委員会で審議するようにしている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 廃棄物処理事業等に関して、審査会を開催し、その意見を踏まえ事業者に対して環境保全の見地からの知事意見を述べ、事業の実施に際して適切な対応を求めていく必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 環境影響評価を実施する事業が予定されているため、事業の実施に際して適切な環境保全措置が図られるよう、引き続き事業者に対して指導助言を行っていく必要がある。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	